

事業名	雨水流出抑制施設設置助成
事業主体	多賀城市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	雨水浸透ます・雨水貯留タンクの設置に対して助成を行うもの。
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象者 市内で新たに雨水浸透ますや雨水貯留タンクを設置する者（市民や法人事業者など）。 ■ 対象地区 市内全域（雨水浸透ますは、浸透に適さない地区並びに急傾斜地などの倒壊危険箇所は除く）。 ■ 対象施設 <ul style="list-style-type: none"> ① 雨水浸透ます <ul style="list-style-type: none"> ・建物の雨どいなどから直接接続し、市の基準に沿ったもの ・浸透能力が500リットル以上で、市が定める規格以上のもの ② 雨水貯留タンク <ul style="list-style-type: none"> ・雨水を貯留するために作られ、一般的に販売されているもの ・貯留量の総量が120リットル以上のもの ・建物の雨どいから接続でき、耐久性のあるもの
補助金額等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象費用の3分の2に相当する額で限度額は4万円（消費税及び配送費を含む） ① 雨水浸透ますは、本体及び設置費用の合計額 ② 雨水貯留タンクは、本体及び付属材料の合計額
補助申請期間	令和6年1月12日まで
その他	
ホームページ	http://www.city.tagajo.miyagi.jp/kyuhaisui/shisetsu/usuiryuushutuyokusei.html
お問合せ先	上下水道部施設整備課給排水係 022-368-1141（内線725～728）

多賀城市 2

事業名	生け垣づくり補助事業
事業主体	多賀城市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	緑豊かなまちづくりを推進し、都市緑化の向上を図るため、生け垣の設置の対して助成を行うもの
補助対象要件	<p>■ 対象者 個人、法人又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体若しくはこれに相当する地縁団体であること。</p> <p>■ 対象地区 多賀城市内全域</p> <p>■ 対象要件 ・道路から視認することができる生け垣の総延長が5メートル以上であること。 ・高さが0.5メートル以上の樹木を1メートル当たり2本以上の割合で植栽すること。 ・生け垣と道路の間にブロック塀、フェンスその他これらに類するものが設置されていないこと。 ・樹木の育成に必要な土壌改良、支柱設置等を適正に行うこと。</p>
補助金額等	設置費用の2分の1以内（最高限度額20万円まで）
補助申請期間	令和5年12月22日まで（今年度は締め切りました）
その他	
ホームページ	https://www.city.tagajo.miyagi.jp/toshisomu/kurashi/kankyo/kankyo/ryokuka.html
お問合せ先	都市産業部都市計画課建築宅地係 022-368-1141（内線424～426）